

## ◆ 家庭用動産の売却

**Q** : 私は、所有していた中国製黒たんの本箱を美術品収集家に500万円で売却しました。

ところで、生活に通常必要な家具や什器、衣類等を売却した場合には、所得税はかからないと聞いたのですが、私の場合も所得税はかからないと考えてよいのでしょうか。

**A** : 30万円を超える美術工芸品の譲渡については、譲渡益に対して所得税がかかります。

### 【解説】

譲渡所得のうち、家具、什器、衣類等の生活に通常必要な生活用動産の譲渡による所得については非課税とされています。

ただし、生活に通常用いられる動産であっても、①貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べっこう製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品並びに七宝製品や、②書画、骨とう及び美術工芸品、については1個又は1組の価額が30万円を超えるものは、非課税の対象となる生活用動産からは除外することになっていて、これらの動産の譲渡による所得については、一般の例によって所得税が課税されます。

ご質問の本箱は、その価額、譲受人等からみて、家具というより美術工芸品となりますから、その本箱の譲渡による所得は、譲渡所得として課税されることとなります。

